

市民課における個人情報漏えい事案について

この度、市民課窓口において、以下の事案が発生しました。

個人情報に記載されている転出証明書について、誤って第三者に交付いたしました。正規の届出者及び第三者の方には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫びいたしますとともに、今後、個人情報の取り扱いには改めて注意し、再発防止を徹底してまいります。

(1) 概要

令和8年5月1日(金)17時頃、申請者2名(A氏、B氏)から別々に転出の届出があった。B氏に転出証明書を交付する際、本来であれば交付誤りがないよう内容を確認した上で転出証明書を交付すべきところ、連休前で窓口が混雑していたこともあり、確認が不十分なまま誤ってA氏及び世帯員の個人情報が記載されている転出証明書をB氏へ交付した。この時点では対応した職員、B氏ともに誤交付に気付かず、B氏はそのままお帰りになられた。

その後、A氏が市民課に戻られた際、対応した別の職員がA氏の転出証明書が所定の場所になく、B氏の転出証明書が残っていることに気付いた。

(2) 漏えいした情報の内容・件数

- ・氏名、住所、生年月日、住民票コード、個人番号等が記載された転出証明書1枚
- ・件数3件(世帯主及びその世帯員2名)

(3) 判明後の対応

・令和8年5月1日(金)18時20分 B氏と電話で連絡が取れたため、説明と謝罪を行った上でB氏宅を訪問。改めて謝罪を行い、ご了承をいただいた上でA氏の転出証明書を回収し、B氏の転出証明書をお渡しした。

・令和8年5月7日(木)9時10分 A氏に電話で経過を含めた説明と謝罪を行った上で、訪問して改めて謝罪させていただきたい旨を申し出るも固辞される。併せて、これ以上の漏えいの拡大はないこともお伝えし、了承いただいた。

(4) 再発防止について

漏えい(誤交付)が発生した時間帯は連休前ということもあり、窓口が混雑している中、交付する際に確認を怠ったことが原因です。

今回のような通常とは異なる混雑時であっても、定められた手順が守られているかをこれ

まで以上に管理・監督し、指導してまいります。

また、所属職員に対し、取り扱っている個人情報の重要性について今一度周知し、改めて個人情報を取り扱うことに対する意識の啓発を図るとともに、役所全体でも今回のインシデントについて共有して、再発防止に努めます。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

大阪府藤井寺市

市民生活部市民課 担当：松浦、岸田

TEL：072-939-1040

E-MAIL：shimin@city.fujiidera.lg.jp